

## 第 58 回広島県国土利用計画審議会 議事録

広島県国土利用計画審議会運用要綱第 4 条 3 項により、次のとおり書面決議を行った。

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 18 日 (水) 各委員から賛否が集まった日
- 2 参加委員 塚本会長、檜木委員、小林委員、内藤委員、佐名木委員、松井（眞由美）委員、西本委員、岡辺委員、窪田委員、尾熊委員、松井（一實）委員、吉田委員、香川委員
- 3 議 題  
(1) 広島県土地利用基本計画の変更案について(諮問)
- 4 担当部署 広島県環境県民局環境県民総務課経理グループ  
TEL(082)513-2715(ダイヤルイン)
- 5 会議の内容  
(1) 議 題  
○広島県土地利用基本計画の変更案について(諮問)

### 6 質疑応答・意見及び賛否について

- A 委員
1. 林地開発が許可された経緯について、その意図と合わせてご説明いただきたい。
  2. 地域森林計画において、森林計画の方向性や諸整備への影響が予想されるのかを説明いただきたい。

「森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持増進を図る必要がある地域」という森林地域の趣旨に基づき、面積の減少を補完する方策について、お考えのことがあればお知らせ頂きたい。

- 事務局
1. 今回林地開発された地域は、土地利用基本計画図上、森林地域だけでなく都市地域も指定されている地域となっております。

事業者から各種鋼材切断加工を行う工場 2 棟と事務所の建設について林地開発許可申請があり、山間地であることから緑化に考慮し、既存森林を極力残置できる事業計画となっていることが確認されています。また、森林法に基づく許可基準である、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全について審査を行い、要件を満たしているため許可されたものです。

2. 現行の森林計画には目標面積はありませんが、県内の森林については、県北部や県西部を中心とした樹木の生長の良い地域において、地形や路網等の条件から林業経営に適した森林（林業経営適地）を設定しており、集約化による施業の効率化、再造林の推進、スマート機器による施業の低コスト化などを進め、経営力の高い林業経営体による森林の循環利用を目指しています。これらにより、林業経営適地において、林業の振興及び森林の多面的機能を発揮させる施策が進められています。

また、林業経営適地でない森林においては、現状が人工林である森林では、強度間伐などで針広混交林へ誘導することで将来の複層林化を目指し、現状が広葉樹を中心とした天然林では、人家等に近く生活への影響が大きい里山林を対象に、地域課題に応じた計画的な里山林の手入れを行い、森林の多面的機能を発揮させる施策が進められています。

上記の質疑のやり取りのうえ、委員から賛否を求めたところ、全参加委員から賛成の回答があった。

## 7 会議の資料名一覧

### 【報告事項】

資料番号1 広島県土地利用基本計画に関連する埋立地及び林地開発の状況について

資料番号2 報告事項に関する説明資料

### 【諮問事項】

資料番号3 広島県土地利用基本計画変更案の概要

資料番号4 広島県土地利用基本計画の変更案

資料番号5 広島県土地利用基本計画変更案の説明資料

### 【参考資料】

資料番号6 土地利用基本計画の制度の概要

資料番号7 広島県土地利用基本計画書の概要

資料番号8 広島県土地利用基本計画書

資料番号9 広島県国土利用計画審議会条例、運営要綱